

農地・水・環境保全だより 第27号

編集・発行 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

平成28年度に事業計画の終期を迎える組織への注意事項

平成24年度を始期とする活動計画となっている組織については、平成28年度が計画期間の終期を迎えることとなります。

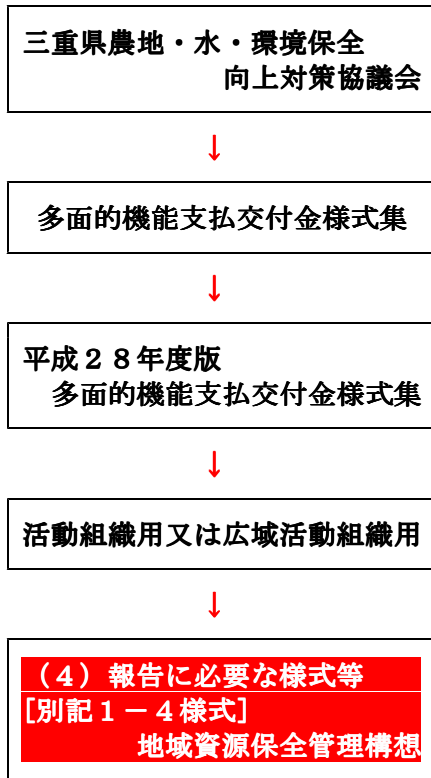
平成29年度以降も継続して活動に取り組む組織、当該年度をもって終了する組織についても、現計画期間の終了を迎えるにあたって、以下の事項について適切に対応して下さい。

1. 地域資源保全管理構想の策定

平成28年度が活動終了年度の組織にあつては平成28年度が終了するまでに地域資源保全管理構想を策定することが実施要綱で定められており、実施要領で策定した地域資源保全管理構想は市町長に提出することになっています。

作成されなかった場合、認定年度に遡って交付金を返還しなければならないので必ず作成して下さい。

なお、様式については協議会のホームページを以下のようにお進み下さい。



※右記に様式にて

(別記1-4様式)

○○地区地域資源保全管理構想
(○年○月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人、農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力情報を発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

2. 事業計画の再認定又は変更申請

継続して活動に取り組む組織にあつては、新規組織と同様、新たな事業計画の認定を受ける必要があることから、活動組織の総会を経て必要な書類を整え、平成29年度早々に市町長へ申請して下さい。また、農地維持の活動期間の途中で長寿命化が3年で終わる組織が、長寿命化に継続して取り組む場合、再認定が必要となります。

活動組織の皆様へ

平成28年度に事業計画の終期を迎える組織は、新たに事業計画の認定が必要になります!!

☞ 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

○ 継続して活動に取り組む組織にあつては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して、新たに市町村の認定を受けてください。

☞ 事業計画をつくるのは大変なの？

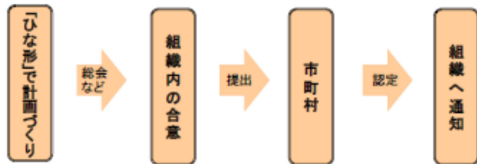
簡単!!

- 次ページの「ひな形」に活動計画書と参加同意書を添付すればOKです。
- 平成29年度からの活動に向け、組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画がつけれます。

☞ どんな手続きが必要なの？

早めに準備を!!

○ 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、3月中に事業計画をつくりましょう。

青字 は個別に記載していただく箇所です。

(様式第6-5号)
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画 (案)

平成〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇地域保全会 印

- 多面的機能発揮促進事業の目標
 - 内容

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農家用用排水処理を適切に保全管理することが必要である。

(注) 市町村と相照し、地域の特徴を踏まえて記載してください。
 - 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農家用用排水処理の積極的な取り組みにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(注) 活動内容を踏まえて記載してください。
- 多面的機能発揮促進事業の内容
 - 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域
 - 種類 (実施するものに〇印を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
○	法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金)
	2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)
	4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

(注) 記載しなくても可。
- 実施区域
 - 別添の〇〇〇〇地域保全会の多面的機能支払交付金に係る活動計画書 (以下「活動計画書」という。)(別紙)協定対象区域図面)のとおり。
- 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別
 - 活動計画書「1. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 保全管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)協定対象区域図面)のとおり。
 - 活動の内容
 - イの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「1. 農地維持支払」に記載のとおり。
 - ロの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「2. 資源向上支払」に記載のとおり。

(注) 活動内容に合わせて記載してください。
- 多面的機能発揮促進事業の実施期間
 - 活動計画書「1. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
- 農業関係者等の構成員に係る事項
 - 多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)活動組織参加同意書」に記載のとおり。

(注) これは多面的機能支払のみに取り組む場合の記載例です。
中山間地域等直接支払など、他の事業にも一緒に取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

<市町での出来事>

伊勢市において 多面的機能支払組織ヒアリング調査が行われました。

さる、6月8日（水）～13日（月）の4日間、伊勢市御菌総合支所2階204会議室において伊勢市で活動する多面的機能支払組織を対象としたヒアリング調査が行われました。

この調査は、伊勢市が国等の平成28年度多面的機能支払交付金の予算配当を見据え、管内の活動組織ごとに今年度実施予定の活動内容と必要額を聞き取り、交付金の割当を精査する目的で行われました。また、今年度活動を終了する組織には、次年度以降の継続意向等を聞き取りました。

協議会は、9日（木）の1日だけでしたが同席させていただき、各活動組織の様々な活動計画とその活動に対する思いを聞かせて頂くことが出来ました。



各活動組織からのヒアリング調査



各活動組織からのヒアリング調査

〈県内の活動紹介〉

平成27年度の活動を報告します！！

【須賀環境保全会】（松阪市）

須賀環境保全会では平成27年度には、次の3点をテーマに活動を推進してきました。

① 地域資源の基礎的保全活動

農地、水路、農道の保全が中心ですが、特に共用部分である水路・農道の草刈や水路の泥上げ等を対象としていますが、軽微な修理等も実施しています。



水門の錆止め処理（ペンキ塗装）

今年度は、水門の錆止め処理（ペンキ塗装）を実施しました。



水路の泥上げ等

② 地域資源の質的向上を図る共同作業

農村環境保全に着目し、遊休農地を組織が借り受け、景観植物を栽培しています。作業者はボランティアで、全会員および地域の子どもたちとその保護者です。

春から夏にかけてヒマワリ栽培、夏から秋にかけてコスモス栽培を実施しています。

この活動を通して、子ども、親、祖父母の世代間交流が図られ、有意義な時間を過ごすことが出来ました。



スイセン

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会



農地に咲き乱れるヒマワリ



農地一面を覆うコスモス

③ 施設の長寿命化のための活動

長年の使用で、老朽化した水路やその付帯設備である農業用ポンプの更新工事を計画しました。

水路の底コンクリートの剥がれや割れによる漏水が進み、水資源の確保が困難となることが予想され、コンクリート底打ちを実施しています。昨年度232m、今年度78mを完成させましたが、予定の42%にしか達していません。



ポンプの更新工事



コンクリート底打ち

また、農業用ポンプの汲み上げ能力が極端に低下しています。今後、順次更新することとし今年度1基を更新しました。

須賀環境保全会は、本事業を通して地域が変わることを願っています。今日までの良い慣習を引き継ぎながら、農村環境の急激な変化に対応するために、果敢に変える勇気を持ち続け、新たな挑戦を始めなければならないと考えています。

多面的機能支払「第9回みえのつどい」が開催されます。

日時：平成28年12月17日（土）

場所：三重県津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター

◎事務局からのお知らせ◎

○日頃の皆さまの活動を「たより」に紹介したいと考えております。紹介を希望される方は事務局までどんどん投稿して下さい。

投稿先 〒514-0006

津市広明町330番地（三重県土地改良事業団体連合会内）

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

TEL 059-226-4824 FAX 059-225-7332

三重県農地・水・環境保全向上対策協議会